

# 投資信託について

- ①投資信託は貯金ではありません。
- ②投資信託は貯金保険の対象ではありません。
- ③投資信託は値動きのある証券に投資します（外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります）ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ④投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者が負うこととなります。
- ⑤投資信託は投資者保護基金の支払い対象ではありません。
- ⑥当組合は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社（外国籍投資信託の場合には管理会社）が行います。
- ⑦お申込の際には必ず契約締結前交付書面、投資信託説明書（目論見書）の内容を十分にご確認願います。

お問い合わせ先

柏崎農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長（登金）第550号  
本店 金融共済部資金運用課（お客様のお問い合わせとなる部署）または  
お取引のある支店へご連絡下さい

電話番号 0257-21-7513

<受付時間>月曜日～金曜日 8:30～17:00